

平成30年度第7回  
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年11月29日（木）午後1時30分開会  
場 所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）2階1号会議室

## 1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第7回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、8名の委員の方にご出席いただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、名簿の上では白木委員が出席になってはいますが、急遽、欠席になっております。

## 2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第7回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の議題についてですが、配慮書2件、方法書1件、準備書2件、計5件を予定しております。このうち、配慮書1件と準備書2件につきましては、本日、答申案についてご審議をいただく予定としております。また、配慮書のもう1件と方法書1件は新規の案件でございます。1次質問と回答がまだ準備できておりませんので、本日は概要のみの説明とさせていただきたいと思っております。また、本日の議題には間に合いませんでしたが、昨日付でリブレース事業である宗谷岬風力発電事業更新計画の配慮書が公告されまして、本日付で諮問させていただいております。

本日も盛りだくさんの案件のご審議を予定しておりまして、また、新たな案件も増える中、委員の皆様には何かとご負担をおかけして大変恐縮でございますけれども、引き続き慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

### ◎連絡事項

○事務局（武田主幹） 私は、本日の進行を務めさせていただきます武田です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-4です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、5件です。

議事（1）は、1回目の審議となる（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧計画段階環境配慮書についてです。事務局からの議事概要の説明、皆様の審議の時間を合わせ、15分程度を予定しています。

議事（2）は、2回目の審議となる（仮称）えりも風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの2次質問と事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しています。

議事（3）は、1回目の審議となる（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの事業概要の説明、皆様の審議の事案を合わせ、15分程度を予定しています。

議事（4）は、4回目の審議となる（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの3次質問と事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、55分程度を予定しています。

最後の議事（5）は、4回目の審議となる新苫前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書についてです。事務局からの3次質問と事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、55分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○池田会長 本日もよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、秋山委員と三谷委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事（1）は、本日1回目の審議となります（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧計画段階環境配慮書についてです。

事務局から事業概要についての説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤専門主任） 本配慮書につきましては、11月19日付で受理したところであり、本審議会には翌日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見につきましては、事業者から2月8日を期限として求められております。縦覧期間は11月20日から12月20日までで、一般意見も同じ期間で募集しております。本配慮書につきましては、初めての審議となりますので、今回は図書により事業計画の概要及び事業実施想定区域の概況などについてご説明いたします。

それでは、図書の3ページをごらんください。

事業者は三浦電機株式会社です。

事業実施想定区域は、後志管内の島牧村、面積は約980ヘクタールを想定しています。発電所の出力は13万キロワット程度、発電機は4,200キロワット級、最大31基の想定となっています。

なお、関係市町村は島牧村、寿都町、黒松内町の3町村となっております。

次に、事業実施想定区域の設定区域について、事業者の考え方をご説明します。

14ページをごらんください。

この図は、風況と社会インフラとしての道路の状況を重ねた図になります。この中で、青色の斜線のハッチで示す風速6.5メートル/秒から8メートル/秒の好風況エリアを事業候補地として設定し、風況と道路の整備状況を勘案して中央の赤色の囲みで示しています事業実施想定区域を設定したとのことです。

続きまして、16ページをごらんください。

牧草地、その他草地、樹林が主体の環境に法令等の制約を受ける場所として、農用地区域、地域計画対象民有林、保安林が設定されております。

続きまして、18ページから20ページをごらんください。

こちらでは、居住宅、学校、病院等の施設、自然環境上保全が必要な地域の確認を行っています。まず、18ページでは、事業実施想定区域の設定に際して、居住宅から500メートルの離隔距離を設定しております。次の19ページでは、生活環境上留意が必要な施設として約700メートルの位置に島牧中学校の存在を確認しております。20ページでは、自然環境上留意が必要なエリアとして、区域内の自然林の分布を確認しています。

続きまして、21ページをごらんください。

風力発電機の諸元ですが、ローター径が約75メートルから130メートル、ブレードの最高点が98メートルから150メートル、最低点が20メートルから30メートルとなっています。

続きまして、31ページをごらんください。

こちらにおいては複数案の設定をしておりますが、事業実施想定区域を広めに設定し、今後絞り込みをかけることで、位置、規模の複数案を設定したとのことです。

ページをめくっていただきまして、31ページの図をごらんください。

事業実施想定区域は、1で示した既設の島牧ウィンドファームに隣接する形になっております。また、6の方法書手続が完了しております月越原野風力発電事業の対象事業実施区域とも一部重複しています。また、近隣には寿都町内の既設の風力発電所があります。

事業計画の概要は以上です。

次に、事業実施想定区域の主な自然的・社会的状況をご説明いたします。

少し飛びまして、108ページをごらんください。

植生の観点から見た重要な自然環境のまとまりの場が示されていますが、エゾイタヤー

シナノキ群落が海岸沿いの台地、小起伏山地の斜面にはチシマザサーブナ群団が分布して  
いまして、これらはいずれも自然度9に該当するものです。

続きまして、111ページをごらんください。

ここでは主要な眺望点、身近な眺望点を示しています。赤色の丸で示す主要な眺望点は、  
岬等の海岸沿いの地形や高台の眺望点、また、海岸付近の道の駅を選定しています。また、  
青色の丸で示す身近な眺望点として、近隣の本目、歌島の集落を選定しています。

最後になりますが、143ページの住居の分布の図をごらんください。

住居は国道沿いに分布しています。事業概要で説明しましたとおり、事業実施想定区域  
から500メートルの離隔距離をとっていますが、その外側の500メートルから1,0  
00メートルの距離に住居が多く分布しています。

以上が事業実施想定区域及びその周辺の主な自然的・社会的状況となります。

今後、本審議会におきましては、主に先ほどご説明しました事業実施想定区域の絞り込  
みの妥当性や合理性、また、周辺の自然的・社会的状況を踏まえた影響の調査、予測及び  
評価の方法の妥当性や合理性についてご審議いただくこととなりますが、事業者への質問  
につきましては、まず、事務局から1次質問を行い、次回審議会ではそれに対する事業者  
回答をご提示する予定です。委員の皆様には2次質問からご参加いただくこととさせてい  
ただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問やご意見  
をお願いいたします。

○岡村委員 植生の分布はチシマザサーブナ群団ということですが。群団というのは群落や  
群集の一つ上の分類ですが、具体的にはここはどういう群集や群落があるのでしょうか。

○事務局（佐藤専門主任） 今、配慮書段階で文献調査を基本としておりまして、環境省  
の植生図の区分に合わせて設定していると思います。

○岡村委員 多分、ブナの北限あたりになります。ブナというのは非常に貴重な植物であ  
り、相当慎重にやらなければまずいと思いますので、どういう分布なのかをぜひ明らかに  
するようにお願いします。

○事務局（竹澤課長） 6ページと7ページに航空写真がございます。空からの写真では  
環境省の既存の文献の植生とは若干異なっている部分もあるのかなと思われま。ただ、  
配慮書の段階ですので、環境省の文献に基づいて植生区分を記載しているということです。

今後、重要な群落、ブナの北限などにつきましては具体的な調査を踏まえた中で配慮す  
るよう求めていくことになろうかと思ひます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 今回は第1回目の審議となります。これから1次質問があつて、それから皆  
様に広く意見をいただくことになると思ひますが、今、岡村委員が言われましたように、  
この地域はブナがあり、慎重に扱うことになるかと思ひますので、今後とも検討をよろし

くお願いいたします。

それでは、議事（２）に移ります。

本日２回目の審議となります（仮称）えりも風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、２次質問と事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（車田主査） まず、資料１－１のご説明をいたします。

２次質問と事業者の回答ですが、この後にご説明いたします答申文（案）たたき台に関連しているものを中心にご説明いたします。

まず、１ページの質問番号追加２－１８です。

配慮書の中で事業者が本事業により地域のインフラの充実を図るとしていることに関し、本事業で発電した電気が地元ではどのように利用されるのか、また、停電時に本事業がどのように活用される予定なのかを質問したところ、FIT制度を活用した売電事業のため、通常状態では地元への直接の電力供給はしないが、停電時には蓄電池に蓄えられた電気によりえりも町の産業や住民の生活を維持できるように電力供給を図る予定との回答が示されております。

次に、同じページの質問番号２－５です。

事業実施想定区域の設定経緯に関する質問ですが、図書の記載及び１次回答からは検討エリアの設定経緯が理解しにくいいため、特に周辺地域についてどのような観点から面積や区域を検討した結果なのか、より具体的な説明を求めたところ、事業性の観点から、町有牧野と同程度の面積の事業地域が必要と判断し、風車の配置に不適當な山地、斜面等を考慮して南側を中心に検討地域を拡張させた、また、南側の牧場地主から用地の使用について理解を得ることができたとの見解が示されております。

次に、３ページをごらんください。

質問番号追加２－１９は、今後の区域の絞り込みに関する質問です。区域の東側に埋蔵文化財や配慮施設が存在し、また、区域南東の百人浜からの眺望に相当程度の影響が生じるおそれがあることから、今後の絞り込みに当たっては、より北側、西側に風車を配置することにより影響を回避、低減すべきと指摘したところ、指摘のとおり、可能な範囲で区域内のより北側、西側への風力発電機の配置見直しを検討するとの見解が示されております。

次に、７ページをごらんください。

質問番号３－２３は、人触れの活動の場に関するものです。１次質問で悲恋沼と猿留山道も選定すべきと指摘したところ、事業者は１次回答で、悲恋沼については、沼を利用した活動が確認できず、猿留山道については、山歩きの経験と装備が必要で不特定多数が利用できる環境にないと認識していたことから選定しなかったが、方法書以降で改めて確認、検討するとの見解が示されておりました。

2次質問では、悲恋沼には、野鳥観察舎が整備され、自然観察としての利用実態があること、また、国の手引では、人触れの活動の場として登山道も挙げられており、山歩きの経験と装備が必要であることを理由に選定しないのは誤りではないかと指摘したところ、2次回答では、いずれも選定し、別添資料においてそれらに対する影響の予測・評価結果が示されております。

次に、8ページをごらんください。

質問番号追加3-46ですが、事業区域内を流れる歌別川は、保護水面であり、かつ、サケ・マス増殖河川でもあることから、工事实施による濁水や土砂の流入等について環境影響評価を行うとともに、環境影響評価の実施に当たっては関係機関との協議等を行うことを求めたところ、2次回答では、指摘のとおり、環境影響評価を行うとともに関係機関と協議を行った上で適切な手続をとり、その結果を方法書に記載するとの見解が示されております。

次に、13ページをごらんください。

質問番号4-21です。1次質問では、専門家ヒアリングの結果、重要種に関する特筆すべき情報が多数あり、環境省や専門家の意見を聞いた上で特に慎重な対応が必要と考えられるにもかかわらず、配慮書には具体的な環境保全措置に関する記載がないことから、それら希少種への重大な影響を回避、低減できる可能性が高いとの評価結果の具体的な理由の提示を求めたところ、事業者の1次回答は、保護が必要な希少種に対しては風力発電機の配置や機種を検討により重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと考えるというものでした。

そこで、2次質問の①では、今後の調査結果などにより重大な影響の回避には配置可能な区域の大幅な縮小等が必要と判明した場合、設置基数の大幅な減少が必要となることも想定されるところ、1次回答の配置の検討には、設置基数の見直しも含まれるか、さらに、③では、1次質問の環境省や専門家の意見を聞いた上で特に慎重な対応が必要ではないかとの指摘に対する見解を改めて求めました。①については、現段階では風車の設置基数の見直しは配置の検討には含めていない、③については、指摘を踏まえ、自然公園所管部署も含めた環境省へのヒアリングを行うとともに、シマフクロウ、タンチョウ、猛禽類、コウモリの専門家にヒアリングを実施するとの見解が示されております。

次に、最後となりますが、15ページをごらんください。

質問番号4-32は、事業実施想定区域の相当な部分を保安林や自然植生が占めており、それらを多く残存させながら48基の風車を配置できるとの事業者の主張を視覚的に確認するため、2次質問において、重要な自然環境のまとまりの場を除外した残りの牧草地内に48基を仮配置した図の提示を求めたところ、別添資料としてお示しいただきました。

ここで、資料1-2の一番後ろの42ページをごらんください。

こちらに示された赤色の丸が風車位置を示しており、この配置について、事業者は、2次回答において、大型風車に求められる風車間の離隔距離であるローター直径の3倍の距

離を踏まえてもこの図のような48基の風車の配置が可能との説明となっております。

資料1-1及び資料1-2については以上となります。

続きまして、資料1-3は、唯一の関係市町村でありますえりも町長からの配慮書に対する意見となりますが、北海道からの意見照会に対し、資料のとおり、えりも町長からは意見なしとの回答をいただいているところでございます。

続きまして、資料1-4をごらんください。

本配慮書に対する答申文（案）たたき台です。

これまでの審議におけるご指摘、ご意見等を踏まえ、整理させていただきました。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目では事業の概要を、2段落目で対象事業実施区域における地域特性の概要をそれぞれ整理し、3段落目では本事業による環境影響の確実な回避または低減を求めています。

続いて、1の総括的事項です。

(1)は、近年のほかの配慮書案件と同様の指摘となります。本配慮書における評価結果は、計画熟度の低い現段階のものであることから、今後の区域設定、事業規模や風車配置などの検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること、その過程において、重大な環境影響を回避または十分低減できない場合は事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。

(2)は、事業実施想定区域の設定の説明に関する指摘です。

本配慮書における事業実施想定区域の検討過程の説明が不十分でわかりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程についてわかりやすく記載することとしております。

次に、(3)は、配慮書の公表に関するものです。

本事業者が積極的な情報公開に努めていることを踏まえ、答申文（案）では、本配慮書は縦覧期間終了後も事業者ウェブサイト印刷、ダウンロードが可能な状態で公表されており、また、環境省の取り組みにも協力しているが、こうした情報公開は利便性向上などの観点から望ましいことであり、今後も継続した取り組みに努めることとしております。

また、ほかの案件同様、今後の手続に関し、住民等への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めることを求めています。

続きまして、2の個別的事項です。

まず、(1)の騒音及び超低周波音、風車の影ですが、ほかの案件と同様に、最新の知見や情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から隔離することなどの措置を講じ、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次に、(2)は水質です。

本配慮書では、工事中の水の濁りを選定していないが、区域内にはサケ・マス増殖事業

が行われ、また、保護水面である歌別川及びその支流があり、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などにより影響が懸念されることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減することを求めるものです。

続きまして、（３）は動物です。

第１段落ですが、区域及びその周辺は、環境省データベースにおいて特に重点的な調査が必要とされる区域に該当するほか、専門家ヒアリングにおいて、シマフクロウやナキウサギなどの希少な動物の生息、ガン類などの渡りルートに関する情報も得られている、このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら哺乳類や鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めるものです。

また、第２段落はほかの案件とほぼ同じ内容で、動物相の的確な把握、重要種の適切な方法による予測及び評価の実施、さらには、影響の回避または十分な低減を求めるものでございます。

続きまして、（４）は植物及び生態系です。

第１段落では、区域内に自然度の高い群落や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

第２段落は、専門家ヒアリングで希少種情報が得られたことも踏まえ、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握するとともに、重要種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

最後の段落は、生態系に関するもので、ほかの案件同様、注目種については区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

次に、（５）の景観です。

まず、最初の段落では、区域はさまざまな景観資源を有する日高山脈国定公園に隣接していることから、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあり、また、主要な眺望点である百人浜などが近接していることから、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

二つ目の段落では、主要な眺望点に関するもので、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、ほかに追加すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めております。

最後に、（６）の人触れです。

人と自然との触れ合いの活動の場については、本配慮書では選定していない悲恋沼や猿留山道を含め、ほかに追加すべき地点がないかを改めて検討すること、その上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

答申文（案）については以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○三谷委員 2次質問の質問番号2-18です。

電力会社からの電力供給が絶たれたとしても継続して風車が稼働できるようなシステム構築を検討する予定だとあるのですが、具体的にどのようなシステムが考えられるのか、もう既にこのようなシステムがあるのかどうかなどについてお願いします。

○事務局（車田主査） 申しわけございません。当方でも2次回答以上の情報は持ち合わせておりません。

○三谷委員 検討する予定ですということですが、こういうことは次の方法書では書くことになるのか、それとも、検討する予定ですと言っただけでもう終わりなのですか。

○事務局（車田主査） 直接、環境影響評価に係る事項ではないので、それを次の段階の方法書に記載するかどうかは事業者の判断となりますが、もし方法書にそういった記載がない場合は、今回と同じように、質疑応答の中で確認させていただくということではできると思います。

○池田会長 そのほかにございせんか。

○三谷委員 1ページの質問番号2-3には最大48基とあり、それよりは多くならないけれども、少なくなる可能性もあるみたいな書き方をしていますね。でも、14ページの質問番号4-25では、配置可能な区域を大幅に縮小、限定する必要があることから、配置の検討には設置基数の検討（見直し）も当然含まれると理解してよろしいでしょうかとの質問に対し、風車の設置基数の検討は考えておりませんとありますね。

つまり、48基からこれ以上変わらないのでしょうか。その48基は、損得というか、コストと利益を考えたとき、減らせないからそういうふうに言っているのかが気になりました。

○事務局（車田主査） 確かに、委員がご指摘のとおり、質問によって回答が若干矛盾しています。

これが事業性からなのかどうかはきちんと確認させていただいていなかったと思いますが、少なくとも、事業者としては、現時点においてはという前書きつきですが、48基から減らす考えはないという答えです。

ただ、今後、方法書になれば具体的な配置案も示されることとなりますので、そちらで

どのような結果が示されるかによって我々も判断していくことになるかと思えます。

○池田会長 今回の点について確認です。

先方から出していただいた追加資料の48基の仮配置図ですが、これで48基を設置できると考えたため、今のところは減らすことは考えていないということですね。

○事務局（車田主査） 会長のおっしゃるとおりと事務局でも受けとめております。

○池田会長 今回の時点ではまだきちんとした調査が行われているわけではございませんので、今後、調査をする中で問題があればまたこれに対してこちらからも問いただしていくことになるかと思えます。

そのほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 えりも町長の知事意見に対する回答についてです。

意見はありませんという回答ですが、行政的に意見がありませんというのはどういう意味なのか、特殊な意味があるのか、おわかりでしたら教えてください。

○事務局（車田主査） まず、特殊な意見かどうかということに対してですが、割とあるご回答です。この後の案件でも二つの意見書が出てきますが、そのうちの1件は意見なしでいただいておりますので、それほどレアケースではないと考えております。

○岡村委員 レアケースという意味ではなく、日本語の使い方として特殊な意味があるかどうかという質問です。行政的な意味が何かあるのであれば知りたいと思いました。普通に理解していいのかどうかです。

○事務局（武田主幹） これについては、特に行政的な意味合いがあるものではなく、このとおりにとることになります。

○岡村委員 賛成でも反対でもないから、何かあっても責任はとりませんとか、そういうニュアンスですか。

○事務局（竹澤課長） 環境影響評価法に基づいて、環境保全の見地からの意見はございますかと照会し、それに対する回答であり、特に環境保全上の意見はございませんということですので、ですから、賛成、反対という意味ではありません。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 よろしければ、答申文（案）たたき台についてご意見がございましたらお願いいたします。

地域的に見ても重要なポイントは適切に記述されているかと思えますが、何かさらにつけ加える点は特にございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 本事業者は、情報公開等の点でも積極的です。また、先ほど質問にあった非常時の電力利用については、アセスの対象外となりますが、今後、そういうことにも該当となることを期待してこのような答申とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、そのように対応させていただきます。

それでは、議事(3)に移ります。

議事(3)ですが、本日1回目の審議となります(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から事業概要について説明をお願いいたします。

○事務局(中村主査) 本方法書につきましては、本日が初めてのご審議となりますので、今回は図書により配慮書からの変更も含めた事業計画の概要及び事業実施区域の概況などについてご説明いたします。

配付資料はございませんので、ご了承願います。

本事業につきましては、運転開始から15年以上が経過しましたさらきとまないウィンドファームについて、風力発電機の更新及び最新機種を導入による事業の高効率化を目的に建てかえを行うものとして、本年の1月に配慮書が公表され、本審議会において2月及び3月にご審議いただきまして、3月下旬に知事意見を事業者に述べたところであり、今回はその方法書になります。

方法書につきましては、10月23日に公告及び縦覧が開始され、縦覧は今日22日で終了しておりますが、一般意見の募集については12月6日までとなっております。

なお、本審議会には10月24日付で諮問させていただいております。

それでは、図書でご説明いたします。

まず、方法書の4ページをごらんください。

本事業の事業者は電源開発株式会社となっております。

発電所の出力は最大1万4,850キロワット、風力発電機は約3,200キロワットから4,300キロワットのを4基から5基設置予定となっております。

なお、配慮書時点では、出力は同じですが、基数は5基程度となっております。

対象事業実施区域は、稚内市声問村更喜苦内となっております。

8ページをごらんください。

事業実施区域は、北側と南側に分かれておりますが、更新を予定している既設送電ルートなども含んだものとなっております。この航空写真からは、既設風車の周辺が牧草地となっていることがわかります。

戻りまして、4ページをごらんください。

中段以降に記載がありますが、本事業は、既設発電事業のリプレース事業であり、変更後の出力規模は既設発電所と同等程度とする計画である、ただし、既設風力発電機よりも単機出力の大きい風力発電機を採用することで設置基数の削減を見込んでいるとのことです。

次に、大きく飛びまして、299ページをごらんください。

配慮書では、風力発電機の配置は既設の設置場所と同じとして、既設の9基全てを建て

かえる案0と9基のうち5基を建てかえる案1から案4が設定されておりました。今回の方法書では、風力発電機の配置と事業実施区域について環境影響等を考慮し、検討を行っておりますので、その経緯をご説明いたします。

大きく戻りまして、27ページをごらんください。

風力発電機の配置の検討については、配慮書段階において風力発電機の大型化に伴い風力発電機間の離隔距離を確保するために青色の丸で囲まれましたナンバー3とナンバー7が建てかえ対象外とされておりました。方法書では、さらに近接する住居の数が多いナンバー9を風力発電施設の稼働に伴う騒音等の影響を考慮しまして建てかえ対象外として、配慮書段階の5種類の案からナンバー9を含んだ案と全てを建てかえる案を候補から外しまして、次の28ページの二つの案に絞っております。

次に、対象事業実施区域の検討経緯についてですが、32ページをごらんください。

ナンバー9既設風力発電機を建てかえ対象外としたことに伴った区域と土地利用及び変更の可能性が低い土地について除外したとしております。また、送電線と変電所については更新する可能性があることから、事業実施区域に追加したとしており、最終的には34ページの図のとおりの実施区域を設定しております。

戻りまして14ページをごらんください。

上のほうの表に風車の諸元が示されております。単機出力は先ほどご説明しましたが、約3,200キロワットから4,300キロワットと幅を持ったものが示されております。サイズについては、幅を持った単機出力の機種においてそれぞれの項目で想定される最大の大きさが示されております。

事業計画の概要は以上となります。

次に、事業実施区域及びその周辺における自然的及び社会的な状況の概要についてご説明いたします。

66ページをごらんください。

事業実施区域の周辺には、動物の注目すべき生息地としてメグマ沼や声間大沼などを含みます鳥獣保護区のほか、IBAやKBAが存在しております。

次に、80ページをごらんください。

こちらは主に植生の観点から見た重要な自然環境のまとまりの場をあらわした図となっております。事業実施区域の周辺には、薄緑色に塗られております植生自然度9のエゾイタヤミズナラ群落が点在するほか、東側には青色斜線で示されました水源涵養保安林が一部隣接する形で広がっております。

85ページをごらんください。

主要な眺望点の分布を示した図となります。事業実施区域の北側には宗谷ふれあい公園展望台や大沼バードハウスなど、多くの眺望点があります。また、南側にも稚内市上勇知スキー場などの眺望点がございます。

次に、97ページをごらんください。

こちらは、土地利用関係の図となっております。事業実施区域は農用地区域となっておりますが、風力発電機の設置地点、管理用道路、変電所用地は農地法に基づく農地転用許可を得ているとのことであります。

次に、102ページをごらんください。

こちらは、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況です。事業実施区域から最も近いもので約6キロメートル離れていることがわかります。

隣の103ページをごらんください。

こちらは、住居等の状況です。南北を走ります国道40号線沿いに住宅が分布しております。既設の風力発電機設置位置から直近の住宅までの距離は、図に書かれているとおり、約630メートル程度となっております。

以上が事業実施区域及びその周辺の自然的・社会的状況の説明になります。

最後に、環境影響評価の選定項目についてご説明させていただきます。

飛びまして236ページをごらんください。

こちらの表は、環境影響評価の項目を影響要因と環境要素の組み合わせで示したものとなっております。この表の濃い灰色で塗られているところは、風力発電所の事業において一般的に選定される項目として改正主務省令で示されている参考項目になります。

なお、改正主務省令の中では、参考項目を選定しない場合の規定を定めておりまして、第24条第4項第1号から第3号に定めております。この表でバツ印がついているところは事業者が主に第1号と第3号を当てはめて非選定の根拠として採用しているところであります。

次の237ページの表の下の注書きの2をごらんください。

こちらに先ほどの第1号と第3号のご説明があります。第1号は、参考項目に関する環境影響がないか、または、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合です。例えば、海域での造成等の施工が行われないような事業であれば海域に生息する動物の生息環境には影響がありませんので、第1号が当てはまります。

第3号は、特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合です。こちらの第3号については、ここ数年の方法書の中では非選定として採用しているものは見当たらない状況であります。

以上が環境影響評価の選定項目に関する説明です。

今後の本審議会におきましては、先ほどご説明いたしました環境影響評価の項目の非選定根拠の妥当性や合理性、または、事業実施区域周辺の自然的・社会的状況を踏まえた影響の調査、予測及び評価の方法の妥当性や合理性についてご審議いただくこととなりますが、事業者への質問につきましては、まず、事務局から1次質問を行い、次回の審議会ではそれに対する事業者回答をご提示する予定となっております。委員の皆様には2次質問からご参加いただくこととさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○秋山委員 確認です。

4ページでは設置基数が4基から5基となっていますけれども、その後で示されている図は基本的に5基でつくられていますね。4基で考えられるケースはどこが外れるのですか。

○事務局（中村主査） 委員がご指摘のとおり、4ページでは4基から5基と表示されていますが、今後、QアンドAの中でこういった案を考えているのか、事業者に聞いていきたいと思います。

○池田会長 ほかにございませんか。

○岡村委員 方法書の236ページの選定項目についてです。

環境要素の区分の生物多様性（及び自然環境）の体系的保全の特に植物のところですが、造成等の施工による一時的な影響や地形改変及び施設の存在のところはバツがされており、やらないと書いてありますね。

この審議会で、こういう地表改変によって侵略的外来種が生育域を広げ、貴重種やほかの植物にも非常に影響を与えるということでしたら対策をしてほしいということをお願いしたいです。そうすると、ここがバツとしてあるのはまずいと思うので、これも選定項目としてしっかりやるようにぜひ質問してほしいと思います。

○事務局（中村主査） ごらんとおり、ほかにもバツがついておりますが、その根拠については、このページ以降や資料2でも説明がございます。そのため、その説明内容について、妥当性があるのか等を含め、今後、事業者にQアンドAで問うていきたいと思っております。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○三谷委員 一番民家に近いナンバー9を撤去するとあるのですが、これまで付近の住民から騒音について苦情が出たのかどうかについて質問していただきたいと思っております。

それから、先ほど岡村委員も言っていたやらないというところについてですが、既設の風車でバードストライクがなかったのかどうか、何か影響があったのかどうかをちゃんと評価した上でそういうふうにしていただければと思いますので、それについても質問していただきたいと思っております。

○事務局（中村主査） これはリプレース事業ですが、既設の風車がある状況でどういった影響があるのか、バードストライクもそうですし、騒音の苦情の話もそうだと思いますが、そうした実績については質問してきたいと思っております。

○池田会長 236ページと237ページの選定項目についてです。

非選定根拠については先ほど説明いただきましたが、注2に当たる第1号と第3号が根拠になるのだと思います。しかし、それぞれどれをどの根拠によって選定しないのかを明

らかにしていただきたいと思います。

第1号では環境影響の評価が極めて小さいことが明らかである場合、第3号では類似の事例により影響の程度が明らかなる場合となっていますが、類似の事例というのは過去の状況を当てはめることも可能なのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 何をもって類似とするかというご質問ですけれども、同じ場所のものなのか、それとも、近くのほかの場所のものなのかをはっきり示した基準はまだなく、事業者が挙げた類似の事例が適切かどうかを項目ごとに精査し、確認していくことになろうかと思えます。

○池田会長 そうであれば、それぞれの項目についてどちらを適用しているのか、また、第3号の類似の事例となるものは何を対象としているのか、そのあたりを明らかにしていただいたほうが審議はしやすいかと思えますので、よろしく願いいたします。

○事務局（武田主幹） 237ページ以降をごらんください。

ここでは、各項目について、これは第3号の考えを当てはめている、これは第1号の考えを当てはめているということが示されています。例えば、第1号ですと、極めて明らかなのかどうか、第3号ですと、類似性が明らかに認められるかどうかについて、今後、QアンドAで確認し、皆様にお諮りしたいと思っております。

○池田会長 よろしく願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

○山下委員 同じことについての意見です。

参考までに、後から使います準備書の二つの選定項目の表をそれぞれ比べてみたところ、今扱っているものは非常に選定項目が少ないのです。例えば大気環境は最初のほうがずっとバツになっていますが、ほかのものは全てが丸になっていまして、余りにも選定項目が少な過ぎるのではないかと思いますので、厳しく理由を追及していただきたいと思えます。

○事務局（武田主幹） わかりました。

今回の事業の特徴は、リプレース事業ということで、第3号の類似性などを根拠として非選定項目にしているところが多いですが、今後、その妥当性を確認したいと思えます。

○池田会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 最初のところですが、15年以上ということで、平成13年からだとすると17年で、これから検討を始めてとなると3年後ぐらいになりますね。そうすると、20年たってからかえる感じですよ。

でも、風力発電は30年ぐらいもつという話を前に聞いたのですけれども、今回は20年ぐらいでかえるというのは何らかのふぐあいがあったのか、それとも、もっと効率のよいものができたからこれを機にかえるのか、もし何か理由があれば聞きたいと思えます。

○事務局（竹澤課長） 具体的な理由は事業者を確認したいと思えます。

憶測で申しわけありませんが、FITの認定の期限が関わってきているのではないかと思います。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 1次質問はこれからということで、皆様には2次質問以降からの審議にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから10分間の休憩をとりたいと思います。

[ 休 憩 ]

○池田会長 それでは、議事を再開いたします。

続きまして、議事(4)ですが、本日4回目の審議となります(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から3次質問と事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文(案)たたき台の説明をお願いします。

○事務局(小峰主査) 本準備書につきましては、先月11日に審議会委員による現地調査を開催させていただきました。ご参加いただきました委員の皆様にはこの場をかりて改めてお礼を申し上げます。

本日、資料として、3次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文(案)たたき台をお配りしていますが、まずは3次質問とその事業者回答から説明させていただきますので、資料2-1をごらんください。

時間の都合がありますので、後ほどごらんいただく答申文(案)たたき台に関するものを中心に抜粋して説明させていただきます。

最初に、2ページの質問番号1-1をごらんください。

インターネットによる図書公開の継続などに関する質問で、3次質問の②-1では、法に定められた方法で適正に手続を実施しており、利便性においても問題ないとの2次回答について、手続上、適正に実施していることと利便性に問題ないことは別の問題で、少なくとも、縦覧期間終了後、意見募集期間の間は公表することで利便性の向上につながることを改めて尋ねたところ、法的な手続において、住民にとって一定程度の利便性が保障されていることが重要であり、事業者が任意で行う行為は住民の混乱を招く可能性もあることから、意見募集期間中の縦覧公表についても法的な位置づけがされていないことから実施しないとの回答がありました。

次に、16ページの質問番号9-18をごらんください。

残留騒音を求めるに当たって、既設風車からの騒音を除いていないことに関する質問で、3次質問①では、指針の趣旨は、その地域における風車騒音全体の影響が地域の残留騒音プラス5デシベルを超えないようにすることであり、マニュアルでは既設風車の音を除外したものを残留騒音と定義していることから、既設風車の音を除外できないのであれば過小評価の可能性のあることを尋ねたところ、指摘のとおりで、指針値との比較については

参考扱いとするとの回答がありました。

次に、20ページの質問番号12-6をごらんください。

希少猛禽類の営巣確認調査を方法書では2営巣期実施するとしていたにもかかわらず、1営巣期しか実施していないことに関する質問で、3次質問①では、クマタカは隔年で繁殖することが知られており、毎年営巣するとは限らないこと、今回の調査では、早期に繁殖を中断しているが繁殖が継続した場合は異なった環境利用を示す可能性があり、2営巣期目の調査で今回とは異なった飛翔データが得られ、年間衝突個体数の推定も異なってくる可能性があることについて改めて尋ねたところ、指摘のとおり、可能性はないとは言い切れず、評価書においては補足調査で実施した2営巣期目の調査結果を含めて再予測を行うとの回答がありました。

次に、22ページの質問番号12-22をごらんください。

小型鳥類の渡りの記録が調査地点付近に集中しており、調査地点から離れた地点、地域の情報の欠落が強く疑われることに関する質問で、3次質問①で、小型鳥類の確認可能範囲を表示した図の提示を求めたところ、事業者から図の提示がありましたので、資料2-2の20ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの図によりますと、対象事業実施区域の特に風車が設置される範囲の大部分が調査の確認範囲外となっておりまして、本調査結果に基づく予測及び評価の精度は相当に低いものである可能性が高く、事業者からも、過小評価の可能性があるので、評価書において予測方法を検討し、修正を行いたいとの回答があったところです。

資料2-1に戻っていただきまして、26ページの質問番号12-34をごらんください。

本事業と同程度の間隔で風車を設置している既設発電所においてコウモリの死骸が短期間で8個体確認され、影響が小さいとする予測の妥当性が強く疑われることに関する質問で、3次質問③④では、回転速度が回避能力を上回った可能性があるのであれば新設風車でも同様の可能性がある、衝突メカニズムや本事業への適用について未解明なのであれば、迂回可能な空間が確保されていることから影響は小さいとの予測は根拠のない危険側の推測であり、安全側の観点から予測すべきことを尋ねたところ、影響の程度を判断する知見がない中で、現時点で予測可能な条件である個体サイズと風車間の離隔を用いて衝突する可能性は小さいと予測した。既設風力発電所におけるバットストライクの事実を鑑み、バットストライクについては事後調査によりその実態を把握するとともに、状況に応じて環境保全措置を講ずるとの回答がありました。

次に、28ページの質問番号12-41をごらんください。

風車間は鳥類の飛翔に十分な離隔がとられていることから、飛翔経路を分断する可能性は小さいとの予測の妥当性が確認できないことに関する質問で、3次質問①では、鳥類の渡りに当たっては、多くの個体が一団となって渡ることが多いと考えられるが、どの程度

の風車間隔であれば十分な距離があると判断したのかについて説明を求めたところ、最短の風力発電機の間隔は80メートルで、個体が回避するには十分な離隔があると判断した、群れとなって渡ることに異存はないが、視認できる状況にあつて、目の前もしくは遠方に障害物が確認され、それを避ける状況においては群れの形や大きさを維持し、衝突することを受け入れるとは考えにくいとの回答がありました。

次に、31ページの質問番号12-48をごらんください。

個体数が僅少な種ではないことから、希少猛禽類の接近、接触の影響は少ないとの予測の妥当性が確認できないことに関する質問で、3次質問②-1では、猛禽類保護の進め方で示された猛禽類の状況やレッドリストの位置づけを踏まえた上で、なぜ数個体であれば大きな影響はないと判断したのかを尋ね、それから、②-2では、僅少ではないとした種について、20年間の衝突個体数推計値は、ミサゴが1.5個体、ハチクマが2.1個体、ハイタカが2.6個体で、既設風車との累積的影響ではさらに高い値となり、影響が大きいのではないかといった質問をしたところ、評価書において重要種として選定した種について、衝突個体数が20年間で1個体を上回る種については影響が生じる可能性があるという予測に修正する、影響の大小の判断については評価書までに専門家へのヒアリングを実施するとの回答がありました。

次に、32ページの質問番号12-51をごらんください。

風車設置位置近傍でハチクマの営巣が確認され、営巣放棄などの著しい影響が懸念されることに関する質問で、3次質問③-3では、確認された営巣木を再利用する場合はもとより、新たに改変区域及びその近傍で営巣する場合でも営巣放棄などによる著しい影響が考えられ、工事着工までの営巣確認調査やコンディショニングなどは事後調査に位置づけるべきではないかと改めて尋ねたところ、着工はおおむね4月下旬から5月下旬、当該地域においてハチクマが確認されているのは5月後半以降であり、ハチクマが渡来するところには既に造成工事に着手している、工事着工までの営巣確認調査やコンディショニングを実施する予定はないため、事後調査には位置づけない、ただし、ハチクマの営巣が工事より先行することとなった場合は、評価書において事後調査として位置づけるとの回答がありました。

また、3次質問④では、営巣地から最寄りのヤードまでの距離は131メートルと至近であり、営巣地からヤードへの視界を遮るものがなく、直接改変しなくてもバックホウやクレーンなどの重機の動きによる影響が考えられることから、その影響を考慮した予測も必要ではないかを尋ねたところ、評価書において、騒音による生息環境の悪化、工事が近接することによる生息環境の悪化として再予測を行うとの回答がありました。

最後に、45ページの質問番号13-16をごらんください。

緑化基材として既存のササ類を積極的に活用するとの環境保全措置に関する質問で、3次質問①では、文献には大半が担当者の個人的興味によるものであり、モニタリングが行われた例はおろか、記録として残された例すらほとんどないと記載されており、その効果

には不確実性があることから事後調査が必要ではないかと尋ねたところ、ササ類を用いた緑化についてはさらに情報を収集し、必要に応じて専門家にヒアリングを行った上で実施の可否も含めて検討するとの回答がありました。

3次質問とその事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

続きまして、関係町長の意見について、1枚物の資料2-3をごらんください。

9月28日付の文書によりまして、上ノ国町長から本案件に関して環境保全の見地からの意見はない旨のご回答をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、これまでの審議を踏まえて作成しました答申文（案）たたき台についてご説明させていただきますので、資料2-4をごらんください。

まず、前置きとしまして、過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、1段落目には本件の事業計画の概要を記載しております。2段落目には対象事業実施区域とその周辺における住居や学校の存在、希少猛禽類の生息や営巣、自然度の高い植生や重要植物種の存在などについて記載しております。3段落目には、以上を踏まえ、事業者は、次の事項について真摯に対応し、本事業による環境影響を確実に回避または低減することを記載しております。

次に、総括的事項の（1）としまして、準備書における環境影響評価の妥当性について、過去の審議案件と同様の書きぶりになりますが、1段落目には事業者による評価の概要を記載しております。2段落目には、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目などがあり、評価の妥当性が確認できないことを記載しております。3段落目には、科学的根拠を示した上で予測、評価を行うことや重大な環境影響を回避または低減するため、適切な環境保全措置を講ずることを記載しております。

次に、（2）としまして、評価書の作成に当たっての留意事項について、こちらも過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、予測、評価の根拠や保全措置の検討過程を具体的に示すことや一般にわかりやすい図書となるよう努めることを記載しております。

次に、（3）としまして、準備書の公開について、こちらも過去の審議案件と同様の書きぶりですが、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに準備書を掲載することを記載しております。

2ページに移りますが、ここからが個別的事項になりまして、騒音、動物、植物、生態系、景観に関する個別的事項を記載しております。

そのうち、（1）が騒音に関する事項になりまして、風力発電施設から発生する騒音に関する環境省の新しい指針に係る調査がマニュアルに沿って適切に行われていないことを踏まえて記載しております。

読み上げますと、施設の稼働に伴う騒音について、2種類の調査方法に基づく調査、予測及び評価が実施されている、しかし、このうち、風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年環境省）を用いた評価のために定められた測定マニュアル（風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル）に基づく調査については、同マニュアルで求め

ている四季ごとの現地調査が行われておらず、また、残留騒音算出に当たって既設風車からの影響の除外が行われていないなど、同マニュアルに沿った調査が行われていない、このため、同指針を用いた評価を行う場合は、同マニュアルで示された調査方法を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を実施することとしております。

次の（２）が動物に関する事項になりまして、コウモリ類と鳥類に関する事項で、計7件記載しております。

まず、アは、過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、コウモリ類について、地上からのバットディテクター調査のみを実施していることから、専門家等の意見を聞いた上で改めて調査、予測、評価することなどを記載しております。

次に、イとしまして、コウモリ類のブレード、タワーへの接近、接触の影響は小さいとする予測の妥当性が確認できないことを踏まえて記載しております。

読み上げます。

対象事業実施区域及びその周辺の広い範囲で多数の重要なコウモリ類が確認されているが、ブレード・タワーへの接近・接触に係る影響について、風力発電機の間隔は迂回可能な空間が確保されていることなどから影響は小さいと予測している。しかし、近傍の既設風力発電所での死骸確認調査においてコウモリ類の複数の個体の衝突が確認されていることなどから、当該予測は科学的根拠に乏しく、予測の妥当性が確認できない。このため、死骸確認調査の結果も踏まえ、専門家等の意見を聴いた上で改めて予測及び評価を実施すること。

次に、ウとしまして、希少猛禽類の調査を2営巣期実施していないことを踏まえて記載しております。

読み上げます。

希少猛禽類の調査期間について、方法書では2営巣期としながら実際には1営巣期のみに変更して調査を実施している。しかし、対象事業実施区域内及び近傍でハチクマやオオタカといった希少猛禽類の営巣木が確認されており、1営巣期目には営巣を中断若しくは営巣しなくても2営巣期目に営巣する場合、両営巣期で行動が変化することに伴い異なる飛翔データが得られ、衝突確率の推定値も異なってくる可能性がある。このため、少なくとも2営巣期の調査を実施し、これら希少猛禽類の行動を適切に把握した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

次に、エとしまして、渡り鳥の調査期間が区域を網羅して設定されていないことを踏まえて記載しております。

読み上げます。

渡り鳥の調査について、対象事業実施区域を網羅して調査地点が設定されておらず、調査結果を見ても小型鳥類の渡りの記録が調査地点付近に集中していることから、調査地点から離れた地域の情報が不足し、衝突確率を過小評価している可能性が高い。このため、必要に応じ追加調査を実施した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

次に、オとしまして、鳥類に関して飛翔経路の分断の影響は少ない、ブレード、タワーへの接近、接触の影響は少ないとする予測の妥当性が確認できないことを踏まえて記載しております。

読み上げます。

施設の稼働による鳥類への影響について、風力発電機間は飛翔するのに十分な離隔が取られることを理由に飛翔経路の分断に係る影響が少ないと予測し、また、新設の風力発電機の設置箇所が一部に限定されることや個体数が僅少な種ではないことを理由にブレード、タワーへの接近・接触に係る影響が少ないと予測しているが、いずれも科学的根拠に乏しく、予測の妥当性が確認できない。このため、専門家等からの科学的な知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

3ページに移ります。

次に、カとしまして、風車設置位置近傍でハチクマの営巣が確認され、営巣放棄などの影響が懸念されることを踏まえて記載しております。

読み上げます。

対象事業実施区域内の風車設置位置近傍で確認されたハチクマの営巣への影響について、本種は営巣地の嗜好性が低く周辺には営巣可能な樹林が残存することなどから工事中の騒音による影響は小さいとし、営巣地が近接する場合は工事工程を調整することから影響はより低減できると予測している。しかし、影響に対する反応には個体差があることや工事の内容によって影響の程度が異なることなどから、予測の不確実性の程度が大きく、営巣放棄などの著しい影響が懸念される。このため、ハチクマの営巣状況などを確認するための調査を実施し、専門家等の意見を聞いた上で影響が回避又は十分低減されるよう工事工程の調整など適切な環境保全措置を講ずるとともに、当該確認調査を事後調査と位置づけて、調査結果や講じた措置などを環境影響評価法に基づく報告書として取りまとめて公表すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺ではハチクマ以外にもオオタカなどの希少猛禽類の営巣が確認されていることから、専門家等の意見を聴いた上で、当該希少猛禽についても必要に応じて同様な措置を講ずること。

なお、工事工程の調整方法については準備書に記載がないことから、評価書で明らかにするとともに、工事の一時停止などの措置が必要な場合であっても、環境保全措置の確実な実施を優先して工事工程を変更すること。

次に、キとしまして、過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、バードストライクやバットストライクの事後調査について、1段落目には、調査の手法が具体的に示されていないことから、科学的根拠を含めて評価書で示すことを記載しております。2段落目には、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、十分な頻度で複数年調査することや発見死骸数に補正を施すことなどを記載しております。

ここまでが動物に関する個別的事項となります。

次の（３）が植物に関する事項になりまして、過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、改変区域内に分布するシラネアオイとカタクリについて、原則として改変区域から除外し、やむを得ず改変を行う場合は専門家の意見を聞いた上で代償措置を講ずることなどを記載しております。

次の（４）が生態系に関する事項になりまして、まず、アとして、ブナ等の大径木が改変区域内に分布することを踏まえて記載しております。

読み上げます。

改変区域内に分布するブナ等の大径木については、大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用する可能性を考慮し、今後の詳細設計に当たり、可能な限り改変区域から除外するよう努めること。

次に、イとしまして、過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、事業の実施に伴い重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、拡散防止策を講ずることを記載しております。

４ページに移ります。

最後の（５）が景観に関する事項になりまして、１段落目には、過去の審議案件と同様の書きぶりとなりますが、フォトモンタージュでは実際の風車の印象より小さく感じるものがあることから、実際の視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成することなどを記載しております。２段落目には、光の当たり方や陰影のつき方のかげんで風車と背景のコントラストがつかず、風車が目立たなくなっているフォトモンタージュが散見されたことから、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項を記載しております。

読み上げます。

また、フォトモンタージュの作成に当たっては、背景とのコントラストなど視覚的印象を考慮し、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件で作成すること。

資料の説明につきましては以上とさせていただきますが、委員の皆様全員に事前に資料をお配りしてご確認などをお願いしていたところ、本日欠席されております河野委員から、最後にご説明した景観の２段落目の記載についてご意見を頂戴しておりますので、ここで紹介させていただきます。

前回の審議会指摘したフォトモンタージュに関する意見がこの答申文（案）に反映されていると考える、今後も事業者には現実的に可能な範囲で際立つ見え方をしたときの景観への影響について評価できるような画像をお願いしたいとのことをございました。

なお、前回１０月２４日の審議会での河野委員からのご意見の内容としましては、フォトモンタージュの技術的なことで重要なのは、バックと風車のコントラストである、コントラストについて定量的な基準がなくても主観的に見て明らかにおかしい、ぼやけているというものは指摘する必要があるといったものです。

では、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、どの項目からでも構いませんので、

委員の皆様からご質問やご意見を申し上げます。

○岡村委員 答申文（案）たたき台についてです。

かなりの箇所専門家の意見を聞いた上でという表現が出てくるのですけれども、専門家の意見を聞きましたからというようにこれが隠れみのに使われかねないと思います。専門家といっても、いろいろな専門家がいるので、どの専門家を選択するか、どの意見を聞いてきちんとやるか、それはあくまで事業者には責任があるというのは共通認識として持っておかなければ、最初に言ったように隠れみのに使われてしまう危険性があるなど感じます。

どうしたらいいかは具体的には考えていないのですけれども、検討すべきだと思いました。

○事務局（小峰主査） 予測の妥当性が確認できない箇所について、事業者の主観的な判断に基づくものがありましたので、そうではなく、専門的な見地から適切に調査、予測、評価をすべきという観点で、「専門家の意見を聴いた上で」、と書かせていただいております。

○事務局（竹澤課長） 補足です。

答申文（案）たたき台の1ページの総括的事項の（1）の3段落目に、「このため、複数の専門家」とあります。実は、前にも同じような議論があったかと思うのですけれども、やはり、1人の専門家では意見が偏るおそれもあるので、そういうことがないよう、複数の専門家から意見を聞くことで、ある程度客観性を持たせることも考慮しております。

○岡村委員 善意にとればそういうふうにとれるのですけれども、悪用しようとするれば幾らでもできるので、危険な表現であると思いますが、意見として言ったまでです。

○事務局（竹澤課長） 意見として承りました。どうしたらいいのかというのはこの場でお答えできませんけれども、今後どういう対応ができるのか検討したいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○奈良委員 単純な質問です。

事業者回答の28ページのご説明の中にありましたが、質問番号12-41の動物の回答①の一番最後のところで、必ずしも群れの形、大きさを維持し、衝突することを受け入れるとは考えにくいという表現があるのですが、鳥の研究者や専門家で普通に使う表現なのでしょうか。すごく違和感がありまして、こういう言い方をするのか、単純な質問です。

○事務局（武田主幹） 鳥の専門家である玉田委員も白木委員も今日は残念ながら欠席ですが、私の知る限り、一般的に鳥の生態に対してこのような表現はしないと思います。

○奈良委員 違和感がありましたので、聞かせていただきました。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○秋元委員 答申文（案）たたき台の3ページの（3）の植物のところでは。

シラネアオイ及びカタクリについて、これが含まれる地域は改変区域から除外することとなっておりますけれども、準備書の2分冊の2の1003ページを見ますと、植物の分

布がかなり詳細に示されております。1003ページの事業実施区域、それから、これは道路だと思いますが、黒色の線が引いてあるところがあって、ここにもかなりカタクリやさまざまな植物が分布しています。ここもかなり影響を受ける部分になるのでしょうか。

ここは既についている道路になるのでしょうか。もし新たに道路を整備するのであれば、ここも相当の数のカタクリやさまざまな植物が絶滅に追い込まれることになると思いますので、事業実施区域だけではなく、どう書いたらいいのかはわかりませんが、道路の改変に伴う植物の絶滅を防ぐように配慮する書き方ができないのかと考えました。

○事務局（小峰主査） この図で線状に見えている部分は搬入路で、搬入路も対象事業実施区域に含まれるという考え方ですので、搬入路で改変される区域も改変区域の中に含まれていることとなります。改変区域で確認されているカタクリ、シラネアオイの個体数が前の1002ページに記載されていますが、この個体数につきましても黒色の線に見えている搬入路の部分で確認されたものが含まれております。

答申文（案）では、改変区域内に分布するシラネアオイ及びカタクリについて配慮してくださいとしており、その中には搬入路の改変区域で確認されているものも含まれております。

○事務局（竹澤課長） 補足いたします。

2分冊の1の12ページ以降に改変区域図が記載されていますが、搬入路となる区域でも、全て改変するわけではなく、一部を改変する計画になっております。また、2分冊の2の1047ページと1049ページにどのぐらいの個体が改変区域内に含まれるかが記載されていますが、1047ページにはシラネアオイが65個体とあります。また、1049ページですが、カタクリは、確認された4万4,540個体のうち、改変区域内の約500個体が造成により消失すると示されておまして、詳細な工事の設計等に当たってできる限り回避していただきたいという答申文（案）たたき台としています。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 たたき台の話でもよろしいでしょうか。

質問というか、言葉遣いについて、個別的事項のそれぞれの項目のところではわからないことがあります。

例えば、騒音の一番最後の結論が「適切に調査、予測及び評価を実施すること」となっています。しかし、次の（2）の動物のアでは、「改めて調査、予測及び評価を実施する」と、ここで「改めて」という言葉が出ています。これは、イからオもそうですね。

3ページに行きまして、カとキを見ますと、「事後調査」という言葉が出てきます。植物のところもそうです。

これは仕組みについての私の理解が不十分だからかもしれないのですが、準備書を作成された場合、既に調査が一度なされているわけで、それに基づいて評価、予測がされるわけですから、準備書に対する意見で、例えばこういうところが不十分ですよと書かれることになれば、それは全て事後調査という位置づけになるのでしょうか。あるいは、

場合によっては、調査はいいけれども、その後の何らかの回避措置でどうこうしてくださいということになるのか、表現方法の問題と仕組みとの関係で全てここに書かれているものは事後調査という扱いになるのかを教えてください。

○事務局（小峰主査） まず、事後調査という言葉についてです。

基本的に予測の不確実性が高い場合につきまして、工事着手後の状況を把握するための事後調査をした上で、必要な環境保全措置を講ずるための検討を行うという位置づけになっております。

図書の1273ページをごらんください。

10. 3-1の文章の下に四つの区分で記載されているものが事後調査に該当する場合で、一つ目が予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、二つ目が効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、三つ目が工事の実施中及び土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、最後が、代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合です。これら四つのいずれかに該当する場合につきましては、法的に事後調査という位置づけになりまして、一般的な調査とは区別しております。

答申文（案）では、事後調査ではなく、調査と書かれているところが何カ所かありますけれども、これは事後調査ではなく、工事着手前にアセスの手続の中で行うべき調査のことを指しています。

○事務局（竹澤課長） 補足いたします。

評価書が作成される前、要するに、今の準備書段階で、調査、予測、評価のやり方が適切とはいえないようなものは、再度調査、予測、評価をして評価書にその結果を示してくださいというのが調査です。評価書ができた後、実際の事業の実施段階で行う調査、例えば、バードストライクは不確実性が高いので、実際にどうなるのかを事業実施段階で調査し、影響が大きいようであれば、状況に応じて保全措置を講じていくような実際の事業の実施段階で状況に応じて保全措置を講ずるようなものが事後調査と使い分けているということです。

○山下委員 私なりの理解で言うと、改めて予測、評価を実施する場合は、事業者にとっては、より厳しいというか、事後調査をなささいというのは、いわば工事の実施後、あるいは、完成後にやればよいということになるという理解でいいですか。

○事務局（竹澤課長） 事業者にとってそれが軽いか重いかというのは別な話かなと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 今の話に関連することについてです。

答申文（案）たたき台の3ページの（4）の生態系のイで、侵略的外来種について効果的な拡散防止策を講ずることとなっておりますけれども、外来種に対する効果的な拡散防止

策というのは非常に不確実性が高いため、これについても事後調査を実施すべきではないかと私は思います。

**○事務局（竹澤課長）** 準備書の1273ページの事後調査の定義が書かれているところをごらんください。

四つの項目の一つ目の予測の不確実性の程度が大きいというものに該当するのではないかというお話かと思えますけれども、その前段の1行目に、「次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは」と記載があり、不確実性があるから全て事後調査をしなければならないというものではなく、措置に伴って環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものが事後調査の対象となります。

今回、希少猛禽類の営巣放棄などは著しい影響に該当するのではないかということで事後調査とさせていただいたのですが、外来種については影響が著しくなるおそれがあるとストレートに結びつけることができなかつたので、事後調査に位置づけていないことになります。

**○岡村委員** 見逃していたのですけれども、そこに生育しているカタクリやシラネアオイなど、非常に貴重な植物がかなり分布していて、そこに侵略的外来種が侵入していくと、生育域を奪ってしまう可能性があるので、著しい影響があるおそれがあると考えられると思います。

1003ページでは、搬出路のところにいろいろな重要な種が分布していて、工事に伴って侵略性の高い外来種が生育域を広げた場合、競争に弱い植物がずらっと並んでいますので、影響があるのではないかと思うのです。

**○事務局（小峰主査）** 著しい環境影響がある場合の適用について、ほかの案件でも同様ですが、具体的な種、あるいは、具体的な種の営巣地への影響がある場合に使うのが一般的です。

今回、侵略性の高い外来植物が具体的に特定の種に著しい影響を与えると言えるような情報が何かあれば適用できるかと思うのですけれども、そのような具体的な情報はないという認識です。

**○岡村委員** それで今1003ページのところを説明したのです。改変地域では、ノダイオウから始まり、11種類の植物名と重要な種の確認位置が書いてありますけれども、こういうところの改変工事が行われ、こういうところに侵略的外来種が生息域を広げていくと、これらの植物の生育に非常に大きな影響を与えるわけで、著しい影響ではないかと私は思うのです。

**○事務局（竹澤課長）** 事後調査という定義に該当するかしないかを議論とすると非常にわかりにくくなるかもしれませんので、事後調査という法律用語の表現を使わずに、工事などの事業の実施に伴って外来種がどう拡散しているのかという状況の把握を求めるといった内容を盛り込むことは可能かと思えます。

○岡村委員 (3) のシラネアオイやカタクリを代償措置として移植した場合、不確実性が高いので、事後調査をなさいと言っていますね。生態系のイとそんなに差はないと思うのです。(3) では事後調査をなさいと言って、(4) では事後調査に踏み込めないという理屈が私にはわからないのですが、何かあれば教えていただければと思います。

○事務局(小峰主査)

オオハンゴンソウなどの侵略的外来種がシラネアオイなどの在来種を実際に駆逐しているということであれば著しい影響と言ってもいいと思うのですけれども、例えば侵略的外来種の拡散により重要種の生育が阻害されたり、個体群が消滅していることが明らかな状況とまでは言えないと考えております。

○岡村委員 そうならないようにちゃんと対策をして、対策がうまくいっているかどうかを確認するというのが事後調査で、だめになるのがわかっているのを事後調査しても意味がないと思います。

○事務局(竹澤課長) (3) の植物のシラネアオイとカタクリの事後調査につきましては、代償措置として移植を行う場合ということで、1273ページの事後調査の定義の四つ目の項目に該当する内容なので、事後調査という法律用語に合致するということです。アセス省令の定義に該当するかしないかによって、事後調査に該当するかしないかを区別しているということです。

○池田会長 外来種の評価については非常に難しいところがあります。

3の移植という問題ともまた異なって、本当に不確定要素が高いものとなります。過去に事例がないからといって外来種はそこに定着しないという予想も成り立ちません。ところが、定着してしまうと非常に大きな影響を与えるので、それは回避したいということで、非常に難しいところではあります。

その点、ワンステップここに入れて、すぐ事後調査というよりは、拡散防止対策を講じた上で、その後、状況の変化を注視し、必要な場合には事後調査やしかるべき措置をとるようにということではいかがでしょうか。

○岡村委員 一挙には進まないでしょうから、会長がおっしゃったようなことで一歩進めて、次の段階として、よくあるということが確認されれば事後調査をきちんとしていくということで結構かと思います。

○池田会長 それでは、私からです。

(3) の植物のところは、よく書けていると思います。ただ、シラネアオイ及びカタクリに関しては、原則として改変地域から除外することとなっていて、(4) の生態系のほうのブナ等の大径木も残していただきたいところですが、ここの表現は可能な限りとなっているのですね。可能ではありませんと言われると何とも対応いただけないので、ここも原則として除外としてはいかがでしょうか。あるいは、ここは何か特別な意図がありますでしょうか。

○事務局(小峰主査) 事務局の考え方としましては、植物で対象としているのはレッド

リストにランクされている重要植物種である一方、生態系で対象としているブナは重要種ではないということもあって、少し言葉遣いを変えております。

○池田会長 ブナ自体が問題なのではなく、ブナが大型鳥類あるいは哺乳類などの営巣などで非常に機能してしまっていて、その機能面を残すという点でブナそのものの保護というよりも、複合的な、まさしくその地域の生態系を守るという意味合いで残すべきではないかということです。

原則にせよ可能な限りにせよ、どちらにせよ強制力があるということではないのかもしれませんが、できるだけ変えずにいてほしいというような意味にできないでしょうか。

○岡村委員 ブナという種がそれほど珍しいかということ、そうではないのですけれども、ブナの大径木というのは全国的に非常に少なくなっていますし、単なる種としてのブナにプラスして大径木、さらに、会長がおっしゃったように、いろいろな営巣木として使われているという三つぐらいの意味があるので、できるだけ残していくのが大事だと思います。

○事務局（小峰主査） ご指摘を踏まえまして、植物の表現と合わせて、「原則として、」とする方向で調整させていただきたいと思います。

○池田会長 それから、3次質問に戻りますが、答申文（案）に関係するところでは、個別的事項の（2）の動物のカに当たるところです。ハチクマの営巣状況への対応で、工事工程の調整などのところでコンディショニングの話が出ていました。先ほど聞いていてふと思ったのですが、私の理解しているコンディショニングとここで事業者が使われている意味が同じかどうかということです。きょうは鳥類専門の先生方がいらっしゃらないので事務局にお伺いします。

ここで事業者が考えているコンディショニングというのは、きちんとしたプロセスを持った手法が確立されているのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 今回の準備書においては、コンディショニングをどのような工程で行うかということが明らかにされていませんので、答申文（案）たたき台では、3ページのカの最後の段落に「工事工程の調整方法については準備書に記載がないことから、評価書で明らかにするとともに」と加えているところです。

○池田会長 記載がないので、この文章はこれでいいと思います。

ただ、やりとりの中でコンディショニングという言葉が出てきたときにちょっと気になったのです。一般にはいろいろな形で条件づけをしていくわけで、工事については、恐らく騒音などに対しての条件づけだと思うのですけれども、きちんとした手順を持っていなければ条件づけは必ずしもプラスに働くわけではなく、悪い条件で条件づけられると一発でこの場所を放棄してしまいます。

つまり、きちんとした手だてもなしにコンディショニングという言葉がいいように言って、ただ何となく工事を始めて、特に影響がなく残っていればそれをコンディショニングがなされたとみなすのは間違いだと思いますので、きちんとした手順なしにこういうことが言われるのはちょっと心配な気がします。

ただ、そういう意味では、ここの答申文（案）ではこういう書き方しかできないと思いますので、工事工程の調整等について、しかるべき手法により評価書で明らかにするように警告しておくという意味ではここの記載は重要だと思いました。

ほかに3次質問で納得できない部分は幾つかあります。例えば、2ページの引き続きの情報公開のところで、法的な手続の中で事業者がみずからの判断によって任意に行為を決定することは住民の混乱を招くと書いてあるのですが、何の混乱を招くのかは全く理解できません。住民が長い期間閲覧できるような状況をつくっていただきたいという背景でこういう質問をしているのですが、このような回答が来るのは残念だと思います。そういう面でも、最初の総括的事項のところで準備書の公開について書いておくことは重要だと思います。

私からはこういうところですが、ほかに皆さんからありますでしょうか。

○三谷委員 答申文（案）たたき台の2ページのウについてです。

方法書では2営巣期としながら、実際には1営巣期のみに変更してと書いてあって、1次質問でも2次質問でも3次質問でもそのことについていろいろと話をされているのですが、方法書で言ったことを勝手に解釈し、一般論でデータを外挿しようとしているように見えます。こういうことをされてしまうと方法書と準備書をやって評価書できちんと評価できるかどうかという前提が崩れてしまうのです。

ですから、皆さんが認めた方法でなければ準備書をクリアできないと言わなければ、そのまま評価書に行かれ、結局、それをただす機関がないのはちょっと怖いなと思いました。

一般的な平均のデータと北海道のデータといっても、北海道は広いですから、いろいろな場所があって、それぞれに全然違う環境なのです。今、この環境にどんな影響があるかを話しているときに、その一般的なデータをもって外挿してしまうというのはとても危ないことだと思いました。

配慮書に係る知事意見の見解が準備書に載っていますけれども、これはここにしか載っていないのでしたか。私たちが答申文を出し、その後、次々と新しいものが出てきますけれども、配慮書の答申の事業者の見解や方法書の答申に対しての事業者の見解について、私たちとしてはここの配慮書に関しては準備書でしか見られないということですか。方法書に関して言ったことに対しての見解を見る機会があるのでしょうか。

それはなぜかと言うと、配慮書においても同じようなことを言っているわけです。動物に関し、クマタカ、ハヤブサなど希少猛禽類については、専門家等からの助言を得ながら、コウモリ類に関しても専門家等の助言を得ながら適切な方法によりと書いてあったわけです。今回の答申文（案）では、もうちょっと細かくなっていますが、このように同じようなことを何回も何回も指摘しなければいけないということは、どこかが言葉足らずだったと思うのです。ここまでやりなさいともうちょっと細かく言わなければやってくれないのではないかと思ってしまうのです。

やはり、専門家からの意見というのも、皆さんがおっしゃっているように、専門家から

聞けばいいのではないかとなくなってしまうけれども、本当は科学的な論文などを参考にして、具体的にこの論文やこの方法でやりなさいとしていかなければ同じようなことが起きるのではないかと思います。

○事務局（小峰主査） 配慮書の知事意見に対する事業者の見解は準備書にしか記載されないのかとのご質問につきましては、その前の方法書におきましても、配慮書の知事意見に対する事業者の見解が示されることになっております。また、方法書の知事意見に対する事業者の見解につきましては準備書に記載されることになっております。

○三谷委員 ということは、方法書の答申に対する事業者の見解が準備書のどこかに載っているのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 2分冊の1の251ページをごらんください。

このあたりから方法書に対して出した知事意見に事業者がどのように考えているかという見解が整理されております。

○三谷委員 わかりました。別々のところに書いてあるのですね。

もう一つ、ちゃんと論文を引用してほしいと思いました。753ページのウミネコへの影響予測結果を読みますと、騒音による餌資源の逃避・減少とあり、本種の主な餌資源は動物の死骸や水産廃棄物であり、騒音による影響は受けないことから、影響はないものと予測すると書いてあります。私が知っているウミネコは、オキアミやイワシとかを食べているのですけれども、何で死骸や水産廃棄物でありと書いてあるのだらうと思いました。

参考文献にそう書いてあるのか、私はそれを見ていないので、わからないのですけれども、北海道野鳥図鑑と日本の野鳥ということですが、参考文献がざっくりとした図鑑のようなものになってしまっているのです。もっとちゃんと論文を読めばすぐに出てくるデータだと思いますので、なるべく論文を引用、参考にされるようにということは書いておいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（竹澤課長） これまで、QアンドAでも、一般論的に科学的根拠に基づいて予測、評価しなさいと指摘しており、ここに限らず、図書のいろいろな部分で不適切な記載はあると思います。ほかとのバランスもあるので、ここでご指摘の内容を個別具体的に盛り込むのはなかなか難しいところです。ですから、具体の審議の中でここはおかしいのではないかとご意見をいただき、それを事業者に指摘し、修正していただくというような過程を1次質問、2次質問、3次質問で経ていけばいいかなと思っております。

今後の課題として我々も気をつけて、そういうところをチェックしていきたいと思えますし、もしお気づきのところをご指摘いただければ、事業者に質問していきたいと思っております。

○池田会長 ほかにはございませんでしょうか。

○山下委員 しつこいようで恐縮ですが、2ページの(1)の騒音のところでは

最後の言葉遣いですが、「適切に」となっていますが、ここは「改めて」ではないでしょうか。それから、(5)の1段落目の最後は「適切に」となっていますが、ここも「改

めて」ではないでしょうか。

といいますのは、答申において、準備書では調査、予測を改めてしてくださいと言ったにもかかわらず、事業者がそれを無視して評価書をつくったとします。そうすると、場合によっては、それを経産大臣が重く捉え、許認可をするかどうかという判断で考慮するかもしれないわけです。ですから、評価書を作成するまでもう一回調査をやり直してくださいということをはっきりと言葉で示すということが大事だと思います。

その意味で、先ほど言いました「適切に」というところを「改めて」とした方が意味が通るのであれば、私はそちらの方がいいと思います。

**○事務局（竹澤課長）** 了解いたしました。

もう一度内容を精査して、問題がなければ「適切に」というところは「改めて」に修正させていただきたいと思います。

**○池田会長** ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

**○池田会長** 長くご審議いただきましたが、ほかにご意見がございませんでしたら、本日もご審議いただきました（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書についての答申文（案）に関しましては、個別的事項の（１）の騒音のところは、「適切に」を「改めて」にすること、（５）の第１段落の最後のところは、「適切に」を「改めて」に調整すること、（４）の生態系のアの「可能な限り」を３の植物の「原則として」と合わせて調整すること、イの外来植物に関して効果的な拡散防止策を講ずることにプラスして、なお、それとともに状況の変化を注視して必要に応じて事後調査を行うという内容を加えることを検討させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

**○池田会長** では、そのように対応しまして、その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

**○池田会長** ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、最後の議事（５）に移ります。

議事（５）ですが、本日４回目の審議となります新苦前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書についてです。

事務局から３次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いします。

**○事務局（車田主査）** まず、資料３－１のご説明ですが、こちらも後ほどご審議いただきます答申文（案）たたき台に関するものを中心にかいつまんでご説明させていただきます。

まず、１１ページをごらんください。

質問番号6-1は、大気環境に関する環境影響評価の結果に関するものですが、本事業と隣接更新事業の工事の工程が重複することから、工事の実施に伴う大気環境への影響についても累積的影響の予測、評価を行うべきではないかとの1次及び2次の質問に対し、十分な条件が入手できなかったため、累積的影響の予測、評価は実施していないが、引き続き情報交換に努めていくとの見解を示していたところです。

それを踏まえまして、3次質問では、本事業のピーク時の隣接案件の交通量が相当程度多いことから、その時点の交通量だけでも提供を受け、累積的影響を予測すべきではないか、提供してもらえない場合でも、推測される交通量による仮定条件を示した上で予測すべきではないかと質問したところ、引き続き情報交換に努め、詳細計画が入手できない場合は仮定条件での予測を検討するとの見解が示されております。

次に、13ページをごらんください。

質問番号6-9です。

こちらは、風車の稼働騒音に関するものです。本準備書では、秋と春に現地調査を実施し、そのうちの秋のデータを用いて影響を予測し、環境基準との整合により評価を行っています。しかし、環境基準のマニュアルにおいては、比較的風が強い状態では測定しないこととされている一方で、秋の調査実施日には強い風が吹いていたことが判明していますので、1次及び2次の質問では、そのデータの有効性や、秋のデータを用いないのであれば予測、評価の結果が大きく異なることから、必要に応じて予測、評価の修正結果の提示を求めていました。回答は、風の強い日に実施したのは、当時、国が検討していた新しい風車の騒音測定マニュアルを意識したものであるが、調査結果の取り扱いを検討し、評価書に反映するというものであり、直接的な回答をいただいておりますでした。

そこで、3次質問では、改めて秋のデータの取り扱い方針、現時点での対応、必要に応じた予測、評価の修正結果の提示を求めたところ、3次回答は、調査結果の取り扱いを検討して評価書に反映し、評価の考え方をわかりやすく記載するというものであり、修正結果の提示はいただけませんでした。

次に、24ページをごらんください。

質問番号追加8-4です。風車の影に関するものですが、本事業または本事業と隣接更新事業との累積的影響により、海外のガイドライン指針値を超える時間で影がかかる住居が7軒または8軒と予測されていることを踏まえ、2次質問の①では、指針値を超えるエリアがあるにもかかわらず、何ら根拠を示さずに影響は小さいと評価し、または、影響の予測の対象としていないことを指摘し、さらに、②では、それにもかかわらず、影響は実行可能な範囲で回避、低減が図られているとの評価に至った根拠を質問したところ、①については予測結果の修正が提示され、②については、予測結果は最大影響を想定したものであり、さらに問い合わせがあった場合には状況に応じて対策を講じるとの見解が示されました。

それを踏まえ、3次質問では、回避、低減が図られているとの評価の根拠としては、実

質的には問い合わせがあった場合は対応するという事後対応のみであるが、これ以外に実行可能な環境保全措置は存在しないのかと質問したところ、影響が及ぶ住居へのブラインド設置などを環境保全措置として検討し評価書に反映する、また、評価書までに配置や機種選定における工夫の余地を再検討するというものであります。

次に、25ページをごらんください。

質問番号追加9-32です。事業者は、図書の手法を記載する第6章において、動物に対する隣接事業との累積的影響について現地調査結果等を踏まえ、公表資料を前提に、最新の知見及び専門家等の意見を踏まえて影響の検討を行ったとしているにもかかわらず、結果を記載する第8章にはその検討結果が記載されていないことから、その検討経緯と結果の提示を求めたところ、評価の検討に当たり、隣接事業の準備書情報を足し合わせることを検討したが、専門家ヒアリングにおいては特段の意見がなく、調査時期、条件等が異なる隣接事業準備書との単純な足し合わせは不適切と考え、本事業による影響のみを評価することとしたとしております。

次に、その下の質問番号9-1です。

バードストライクに関する死骸確認調査などに関するもので、2次質問では、先ほどの上ノ国第二事業では死骸確認調査や死骸残存率調査を実施した一方で、本事業では実施しなかった理由を質問したところ、準備書の調査計画段階から調査終了まではバードストライクの発生が確認されていなかったことから、死骸確認調査は実施しなかったとの回答が示されておりました。

そこで、3次質問の②では、ことし3月のオジロワシ衝突事故事例発生を受け、今後、評価書作成までに既設風車での死骸確認調査等を実施し、その結果を評価書に反映させるのかどうかを質問したところ、今後、既設風力発電所において、保守点検時にさらに注意して状況を確認し、評価書に反映させる予定というものであり、死骸確認調査等の実施についての明確な意思表示はありませんでした。

次に、34ページをごらんください。

質問番号9-26です。動物に関する質問ですが、答申文（案）たたき台の景観に関する質問ともなっております。1次質問にあるとおり、本準備書では、動物の項目ではブレードへの彩色塗装等により視認性を高めるとしている一方、景観の項目では、周辺景観との調和を図るため塗装をグレー系とするとしており、そごが生じております。事業者は、1次回答で塗装の詳細が評価書までに確定した場合はフォトモンタージュ等に反映する点について、2次質問では、評価書までに確定しなかった場合の問題点や、本来は準備書までに確定させて予測、評価すべきであったことを指摘しましたが、明確な回答が得られなかったため、3次質問で同様の質問をいたしました。それに対し、風力発電機への塗色については、科学的知見が不足していること及び衝突個体数の推定値についても不確実性を伴うことから、準備書に対する意見を踏まえながら評価書までにできる限り詳細を確定させ、フォトモンタージュを掲載したいとの見解が示されております。

次に、36ページをごらんください。

質問番号10-1は外来植物に関するもので、3次質問の①-1では、多年草である場合、刈り取りの効果が得られるまで数年間の継続が必要となる可能性があるが、工事が複数年にわたることなどを考慮すると刈り取りはモニタリングしながら複数年実施することが必要ではないか、また、①-2では、刈り取り以外の効果的に侵略的外来種の繁茂を抑制するため、どのような取り組みを行うのかを質問したところ、①-1については、工事着手前の刈り取り後においてもオオハンゴンソウなどが繁茂した場合は、状況を踏まえて防除の継続を含む対策を検討する、①-2については、対象種の繁茂の状況を踏まえ個体の抜き取りも検討するとの回答がありました。

最後に、41ページをごらんください。

質問番号11-9は生態系に関するものです。本準備書では、バードストライクによる上位性注目種であるオジロワシへの影響の予測に当たり、一般化線形モデルを用いた手法により建てかえ前後の飛翔の変化を推定している点について、1次及び2次質問では、用語がわかりにくいとの指摘をしてきましたが、3次質問では、さらに改善の必要がある点として、基本的な数式及び各データに数式のどの変数が当てられているかが不明な点などであることを指摘したところ、別添資料に数式等を示したとの回答がありました。

別添資料につきましては、必要に応じて後ほどご確認いただきたいと思います。

3次質問及び事業者回答に関するご説明は以上となります。

続きまして、資料3-3をごらんください。

こちらは、唯一の関係市町村である苫前町長からの準備書に対する意見となります。

ごらんとおり、裏目にわたり3件の意見をいただいております、1点は風力発電の推進についてと題するものですが、こちらは環境の保全の見地からのご意見ではないことから参考意見とさせていただきます。

また、2点目は、環境保全等についてと題し、本風力発電所は、苫前町の観光資源及び町の景観として定着しており、本案件は建てかえ事業であるから、現状で問題が発生していない項目等については特段のご配慮をいただきたいというものです。

この配慮の意味について改めて町に確認しましたところ、現状で影響が確認されていない項目については調査の簡略化を求めたいという趣旨とのことでしたが、現在は、既に調査が終了している準備書段階ですので、こちらも参考意見とさせていただきます。

3点目は、バードストライク問題についてと題し、苫前町ではバードストライクが多発していることから、実行可能な範囲において鳥類やコウモリ類への影響の回避、低減に努めること、さらには、衝突防止に留意することを求めるものです。こちらにつきましては、この後ご説明いたします答申文（案）たたき台の個別的事項の動物の部分で勘案させていただきます。

続きまして、最後の資料3-4の答申文（案）たたき台です。

これまでの審議におけるご指摘やご意見を踏まえ整理させていただきました。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目で事業概要、2段落目では対象事業により懸念される影響を述べ、3段落目では、知事意見に真摯に対応し、環境影響の回避、低減を図ることを求めています。

続きまして、1の総括的事項です。(1)から(3)までありますが、全て先ほどの上ノ国第二の事業と全く同じ記載ですので、説明は省かせていただきます。

続きまして、2の個別的事項です。

まず、(1)の大気質ですが、先ほどの質疑応答でもご説明しましたが、隣接の更新事業と工事期間が重複する計画となっていることから、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び粉じん等について、隣接事業の更新工事の情報を入手するなどして累積的影響の予測及び評価を実施すること、としております。

次に、(2)の騒音及び振動のAですが、こちらも同様に隣接他事業との工事期間重複による騒音及び振動の累積的影響予測及び評価の実施を求めるものでございます。

次に、騒音及び振動のIですが、こちらは読み上げます。

施設の稼働に伴う騒音について、比較的強風時に実施した秋季の調査地点の多くで環境基準を上回っている状況で、当該調査結果をバックグラウンド値として評価を行っている。しかし、秋季の調査時間区分の多くで平均風速5 m/s以上を記録しており、環境基準達成状況の評価方法や騒音の把握方法を示した「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」における測定時の環境条件を満たしていない。また、バックグラウンド値に既設風車の影響分が含まれており、騒音の増加の程度については過小評価の可能性がある。このため、同マニュアルで示された測定時の環境条件の適合性や既設風車による騒音の寄与の程度など、評価に当たっての前提となる条件を分かりやすく示した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

続きまして、(3)の風車の影ですが、こちらも読み上げます。

対象事業実施区域周辺の住居のうち、本事業又は本事業と更新後の他社風力発電所との累積的影響により、上平エリアなどの7軒又は8軒において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されているにもかかわらず、その他のエリアでは指針値を超える住居がないことをもって影響は小さいと評価している。この評価に当たり検討された環境保全措置は基数の削減のみであるが、当該措置を講じてもおおガイドライン指針値を超える影響が予測されていることから、影響の回避又は十分な低減を図るため、風車の配置見直しや影響が及ぶ時間帯の稼働制限などのさらなる効果的な環境保全措置を講ずること。

次に、(4)の動物ですが、アとウにつきましては、いずれも先ほどの上ノ国第二と全く同じ内容ですので、説明を省かせていただきます。

2ページ一番下のIですが、先ほどの質疑応答でのご説明のとおり、事業者は動物に対する累積的影響を予測、評価しないとの見解を示しているところですが、すぐ隣に風力発電事業がある以上、累積的影響を扱わないのは適当ではないと考えますし、同じ更新事

業である隣接事業とは事業特性及び地域特性に高い類似性があると考えられますので、昨年知事意見を述べた隣接更新事業準備書と全く同じ意見を付すこととしております。

読み上げます。

本事業による既設風力発電所からの風車配置の変更に伴い、対象事業実施区域のみならず隣接する他社風力発電所周辺においても鳥類の行動が変化する可能性があることから、バードストライクや渡り経路の変更などに係る、他社風力発電所との累積的影響について適切に予測及び評価を実施すること。

次に、(5)の生態系及び植物です。

アは、上位性注目種のオジロワシに関するものです。

読み上げます。

バードストライクによる上位性注目種であるオジロワシへの影響の予測にあたり、一般化線形モデルを用いた手法により、建替え前後の飛翔の変化を推定しているが、計算過程や説明変数の選定理由などの説明が不十分であり、採用したモデルの妥当性が確認できない内容となっている。このため、評価書においては、採用したモデルの妥当性について、分かりやすく十分な記載により説明すること。

次のイにつきましては、先ほどの上ノ国と同じですので、説明を省かせていただきますが、先ほどご指摘いただきました点につきましては、こちらの答申文(案)にも反映させていただきます。

最後に、(6)の景観です。

まず、アにつきましては、隣接更新事業の意見と全く同じもので、鳥類に対する視認性を高めるためにブレードの彩色塗装を行うとしている一方で、景観では、彩度を抑えた塗装とする措置を前提とする予測及び評価を行うとの不整合を指摘し、彩色塗装等を行う場合は、それを想定した予測及び評価の実施を求めるものとしております。

次に、イですが、先ほどの上ノ国第二の説明の際に、フォトモンタージュの作成に当たっての指摘を新たに加えたという説明があったと思いますが、本案件につきましては、この件に関し、質疑応答は行わなかったものの、同様の指摘を行うことが妥当と考えられますことから、上ノ国第二と全く同じ内容とさせていただいております。

なお、こちらにつきましても先ほどのご指摘につきましては反映させていただきたいと考えております。

答申文(案)たたき台については以上となります。

審議についてよろしくお願いたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○山下委員 先ほどの質問と同じ趣旨です。

今回の場合、個別的事項の(1)(2)のア、(4)のイで、他社風力発電所との累積的影響の予測、評価を実施するということが書かれていますが、これまでもこういう事例

はよくあって、ここの審議会では累積的影響の評価をしてくださいというのは何度も議論していたと思います。

先ほどの議論の流れで言うと、この部分について評価書の段階で累積的影響の評価を改めてやってくださいと書くのか、それとも、若干弱目に書くのかは議論したほうがいいと思います。

○事務局（車田主査） ただいまのご指摘ですが、例えば、既に準備書の中でやっているものについて、その妥当性や合理性が確認されていないものは「改めて」という表現で、ただ、累積的影響につきましては、この準備書でやられていない部分がありますので、それを求める場合は適切にという使い分けをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山下委員 わかりました。

○三谷委員 累積的影響に関してです。

先ほどの上ノ国のもものでは、第4章の計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果というところで既設風力発電所との累積的影響についてという項目があるのですけれども、新苫前にはないのですか。累積的影響についての検討みたいな項目にまとまっているものはないのでしょうか。

○事務局（車田主査） 上ノ国のほうは何ページを見ればよいでしょうか。

○三谷委員 186ページです。これは既設だから書いてあるということですか。

○事務局（車田主査） 風車の稼働に伴う騒音の累積的影響ですけれども、新苫前のほうも施設の稼働に伴う騒音については累積的影響をやっております。図書で申し上げますと300ページ前後に隣の既設風車並びに隣接事業が更新した場合、配置が大きく異なる部分があるのですけれども、その場合との累積的影響についてもやっております。

ただ、先ほど申しあげました動物についてはやっておりませんので、その実施を求めています。それから、最初に申しあげました騒音の累積的影響については、工事の実施に伴うもの、車が走り回ったりするものについての騒音の累積的影響を求める意見です。

○三谷委員 これから話をしていくときに累積的影響という項目をつくっておいたほうが議論しやすいと思いました。こちらからこういう項目をこの章に入れてくださいというのは決まっているのですか。どの項目をどこに書くかというものは何となく決まっているけれども、それぞれの業者で違うものなのではないでしょうか。

○事務局（車田主査） 実は同じ事業者なのですけれども、ちょっと書きぶりが違ってきます。国の手引などには、こういった項目を図書の中を含めなさいというものはございますが、累積的影響はここに入れなさいというものはなかったと記憶しております。ですから、どこに書くかというのは事業者判断になるかと思います。

○三谷委員 恐らく、それはこんなに高密度に風力発電をつくっているところがほかの都府県にないからだと思います。北海道には既に風車が結構ある中で、これからもどんどんつくられていくわけですので、北海道としては、累積的影響というものはこれから絶対考

えていかなければならないと思います。

風力発電の影響評価に関しては、北海道が案件が一番多いと思いますので、国の手引ではなく、北海道の基準をつくったほうがいいのではないかというか、累積的影響は必ず入れてください、そして、議論するときにはわかりやすくしてくださいとお願いしたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（車田主査） 配慮書段階から累積的影響の発生の可能性はおおよそ判断できるものですから、そういったものが想定される場合には、QアンドAや知事意見できちんと累積的影響の予測評価の実施を求めていくという方法があるかと思います。ただ、今回の新苫前ウィンビラの案件は、アセス法の対象になる経過措置を受けたものでして、北海道としては方法書の審査をしていないものですので、その時点で指摘できなかったという背景もございます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○山下委員 同じところばかりで恐縮ですが、先ほどの場合は、事後調査と改めて予測、評価をするという表現の区別をしたほうがいいという話でした。もう一つ、そもそも調査をやっていない場合、例えば評価書を作成するまでにやってくださいという場合は、「適切に」という言葉ではなく、「新たに」など、はっきりと書き分けたほうがいいと思います。

というのは、「適切に」という言葉は非常に一般的なので、わからないのです。今は、一つの例として「新たに」と言っただけですが、何か適切な表現で使い分けて、北海道としてどういうふうなことを求めているのかを書き分けていくことがいいのではないかと思います。

○事務局（車田主査） 用語につきましては、どれが適切なものか、事務局でも考えさせていただきますが、今のご指摘を踏まえ、「適切に」については適切な言葉に改めさせていただきます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、まとめます。

本日も審議いただきました新苫前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書についての答申文（案）に関しては、「改めて」とするか、または、「適切に」もしくは「改めて」というところで用語を使い分けながら適切に意図が通じるように修正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、そのように対応しまして、その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行いたいと思いま

す。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から事務連絡がございますので、お願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は長時間にわたって五つの事業についてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の平成30年度第8回の審議会につきましては、12月19日の水曜日14時から、本日より同じ会場で開催する予定です。開始時間は、今回は13時半ですが、次回は14時です。皆様の通知にも書いてありますが、お間違えのないようお願いいたします。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくようお願いいたします。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

以 上